

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の 2 度目の特集である。前回(2016 年 6 月号)は、理学療法士に必要とされる条件について述べていただいたが、今回はさらに目前に迫ってきた大会に向け理学療法士としてかわるポテンシャルをさまざまな角度から眺めていただいた。組織委員会メディカル担当者およびボランティア運営担当者、日本理学療法士協会およびリオデジャネイロ大会担当の理学療法士それぞれから情報提供をいただいた。情報を把握したうえで東京 2020 大会へのかかわりをお考えになられている読者の判断材料としていただきたい。

■オリンピック・パラリンピックの医療体制(赤間高雄, 他論文)

オリンピック・パラリンピック関連施設内は accreditation(AD)カードにより厳格に立ち入りが制限され、医療体制は大会組織委員会が整備する。国際オリンピック委員会が規定する理学療法サービスは、狭義の理学療法に加え、マッサージ、鍼治療、徒手療法、アスレティックトレーニングなどを含めたスキルミックスによるサービスである。東京 2020 大会では、このグローバルスタンダードを踏まえ、国内法に準拠し、かつわが国のもつ強みを活かしたサービスを提供する計画である。

■オリンピック・パラリンピックにおける理学療法士のボランティア(雑賀 真論文)

ボランティアは大会の成否のかぎを握る重要な役割を担う。2018 年 6 月に組織委員会が公表したボランティア募集要項では、理学療法士が関係するのはヘルスケア分野でこの分野全体の人数は 4,000~6,000 人である。具体的な役割と人数は、9 月から行われる応募登録の状況を見ながら整理される。多くの理学療法士がボランティアとして参加し、多様な人が支え合って活躍する社会づくりが進む契機となることを願う。

■オリンピック・パラリンピックにおける理学療法士の体制(梶村政司論文)

日本理学療法士協会では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、理学療法士が「スポーツ」をツールとして対象者と社会をつなぐ活動を提案し、それに対応できる理学療法士を育成していく事業を行う。その活動は、東京 2020 大会後の遺産(Legacy)とする事業が継続できるしくみを構築し、全国の理学療法士会や養成校を通じて「All Japan 体制」で活動の場を広げていきたいと考えている。

■パラリンピック競技大会に向けた理学療法士の取り組み(杉山真理論文)

平成 23 年に制定されたスポーツ基本法において、初めて障害者のスポーツについて言及された。スポーツは生活を豊かにしてくれるものであり、心身の健康を与えてくれるものである。障害者も例外ではない。東京 2020 大会に向けて、障害者の社会参加や自立を支援する理学療法士の役割は大きく、幅広い活動が期待されている。

■オリンピック・パラリンピック開催に際しての課題—リオデジャネイロ 2016 大会での理学療法サービスの経験と東京 2020 大会への提言(Mendonça LD 論文)

理学療法士はオリンピック・パラリンピック期間中、けがに対する治療やリハビリテーションを提供し、また予防的、維持的、回復的介入を通じて、競技者のパフォーマンスをサポートする重要な役割を果たす。理学療法が優れているかどうかは、①セッション中の部門の適切な運営、②診察の際の適切な流れと待ち時間の削減、③問題解決能力と競技者が安全に競技を行えるようにする能力によって決まる。われわれは診察時間を適切に管理し、競技者の待ち時間を可能な限り削減することが求められる。また、負傷した競技者の回復を最適化するために、スポーツ医学と理学療法は適切な連携がなされなければならない。

■座談会：東京 2020 大会をどう迎えますか？ そして、何を遺しますか？

(梶村政司, 磯あすか, 新沼慎平, 山田将希, 福井 勉)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が目前に迫るなか、理学療法士としてどのようなかわり方ができるのか、その可能性がさまざまな角度から検討されている。本座談会では、スポーツの現場でご活躍の先生方に、現実的にどのようなかわり方があり得るのか、そのためにどんな準備が必要か、さらにレガシーとして何を遺していくのか、お話しいただいた。